

釧路市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業に従事している介護職員の研修に係る受講料等の一部を支援することにより、市内の介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着ならびにキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「研修」とは、別表1に定める研修をいう。
- (2) この要綱において「介護サービス事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第25項に規定する介護保険施設
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- (3) この要綱において「介護サービス事業者」とは、前号に掲げる事業を行う介護サービス事業所を市内に有する法人をいう。
- (4) この要綱において「介護職員」とは、介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に従事している者をいう。
- (5) この要綱において「受講料等」とは、研修の実施機関が当該研修の受講にあたって定める受講料、テキスト代および実習代とし、補講等に係る費用および手数料は含まないものをいう。
- (6) この要綱において「支給金」とは、介護サービス事業者において、介護職員が負担した受講料等の全額について、給与、賃金および諸手当等と明確に区別して介護職員に支給した金銭をいう。
- (7) この要綱において「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制、定時制および通信制の高等学校、特別支援学校の高等部ならびに専修

学校の高等課程をいう。

- (8) この要綱において「大学等」とは、学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校（専門課程に限る。）をいう。

（補助対象者）

第4条 この補助金の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人の補助対象者

前条第4号に規定する者

- (2) 法人の補助対象者

前条第4号に規定する者に係る研修の受講料等を全額負担した介護サービス事業者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる費用は、個人の補助対象者については、受講し修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等とし、介護サービス事業者から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成に係る額を除いた額とする。また、法人の補助対象者については、介護職員が受講し修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等または支給金とする。

- 2 研修の修了日が令和4年4月1日以降かつ申請日から過去1年以内である場合の受講料等を補助の費用の対象とする。

- 3 法人の補助対象者自らが研修の実施機関として開講する研修を、自らが雇用している介護職員に受講させる場合の受講料等については、補助の費用の対象としない。

- 4 受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の費用の対象としない。ただし、研修の実施機関における割引制度等を利用した場合については、その利用後の額を補助の費用の対象とする。

- 5 高等学校等または大学等の授業等において受講した研修の受講料等については、補助の費用の対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（受講者1人につき1研修10万円を上限とする。）を予算の範囲内で交付するものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式-1または第1号様式-2の申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）

- (2) 研修の修了証明書の写し

- (3) 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（あて名は補助対象者のものに限る。）

- (4) 雇用証明書（第2号様式、1か月以内に発行されたものに限る。）

- (5) 個人の補助対象者において、介護サービス事業者から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成を受けたことが分かるもの
- (6) 法人の補助対象者において、介護職員に研修に係る支給金を支払っている場合は、支給明細書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定兼確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により決定された補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の請求をするものとし、市長は当該請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。
(決定等の取消しまたは補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の不決定とし、またはすでに決定したときは決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

- 2 法人の補助対象者は、補助金交付対象となった介護職員が長期にわたり勤務することができるよう、職場環境の改善や処遇改善等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

対象研修
介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修